

電波利用環境保護と電波監視

1 電波監視

電波は、放送、携帯電話、移動体通信、ネットワーク機器や家電など、国民生活や社会経済活動に不可欠な情報通信基盤となっており、その重要性はますます増大しています。

一方で、不法無線局から発射又は電子機器から漏洩する電波による障害も増加の傾向にあり、安全で安心な電波利用環境を維持・整備することが一層求められています。

北海道総合通信局では、電波監視システム（DEURAS）のセンサ局（受信設備）を道内各地に設置し、各センサ局で測定した電波の到来方向等のデータを札幌センタ局に集約して解析、そのデータを基に移動監視を実施することにより、ルールを守らない不法無線局や混信源等を迅速かつ効率的に排除するなど、良好な電波利用環境の維持に努めています。

2 電波適正利用推進員

北海道総合通信局では、電波の適正利用に関する活動を行ってもらう民間ボランティアとして電波適正利用推進員56名を委嘱しています。推進員は、道内各地域において、地域住民からの電波に関する相談・助言の他、イベント会場や電波教室等において電波利用ルール等に関するリテラシー向上の活動を行っています。

【電波監視のイメージ】



重要無線通信妨害への対応

放送、航空、消防、警察等が使用する重要無線通信に対する妨害は、国民生活に重大な影響を及ぼします。当局では、重要無線通信に対する混信等の申告に対し、迅速な調査等を行うなど妨害源の早期排除に努めています。

また、近年、ネット販売、量販店等により、電波を利用した家電製品が一般に多く流通しています。電波を利用する機器であっても、発射する電波の強さが電波法で定める「著しく微弱」の値以下であれば無線局の免許は必要なく使用できますが、この値を超え、重要無線通信に妨害を与える事例も全国各地で生じています。

【重要無線通信妨害への対応スキーム】



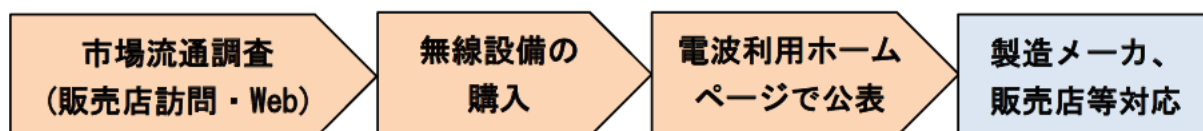
「微弱電波を使用している」と称する機器への対応

～～ 無線設備試買テスト ～～

発射する電波が著しく微弱で免許が不要な無線設備であると称して販売されているものの中には、法令で定める微弱の範囲を超える製品があり、他の無線局に対して混信その他の妨害を与えるおそれがあります。

そのため、総務省では国民への情報提供の一環として、微弱の範囲を超えるおそれがある無線設備を購入して測定を行い、その結果を公表することで、一般消費者が購入・使用し、電波法違反（無線局の不法開設）となることや他の無線局に障害を与えることを未然に防止するよう努めています。

【無線設備試買テストのスキーム】



- (1) 電波利用ホームページで公表した無線設備
無線設備試買テスト結果の公表は、電波利用ホームページをご覧ください。
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>
- (2) 販売されていた無線設備の一例（電波利用ホームページで表示される表の型式・名称をクリックすると写真が表示されます）

トランシーバ 型式・名称：MR355R

【パッケージ(表面)】



【パッケージ(裏面)】



【設備本体】

